

議案第 2 1 号

一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日提出

佐倉市長 巖 和 雄

佐倉市条例第 号

一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職職員の給与に関する条例（昭和32年佐倉市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「100分の75」を「、6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85」に改め、同項第2号中「100分の35」を「、6月に支給する場合には100分の35、12月に支給する場合には100分の40」に改める。

附則第24項中「100分の1.125」を「、6月に支給する場合には100分の1.125、12月に支給する場合には100分の1.275」に、「100分の75」を「、6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900
	2	141,200	192,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300
	3	142,400	193,800	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800
	4	143,500	195,600	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200
	5	144,600	197,200	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100
	6	145,700	199,000	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400
	7	146,800	200,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500
	8	147,900	202,600	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700
	9	149,000	204,300	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700
	10	150,400	206,100	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800
	11	151,700	207,900	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900
	12	153,000	209,700	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000
	13	154,300	211,100	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700
	14	155,800	212,900	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500
	15	157,300	214,600	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500
	16	158,900	216,400	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500
	17	160,200	218,100	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400
	18	161,700	219,800	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200
	19	163,200	221,400	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000
	20	164,700	223,000	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700
	21	166,100	226,400	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500
	22	168,800	228,000	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000
	23	171,400	229,500	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400
	24	174,000	231,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900
	25	176,700	232,600	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300
	26	178,400	234,300	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600
	27	180,100	235,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900
	28	181,800	237,400	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100
	29	183,300	238,900	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100
	30	185,100	240,400	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800
	31	186,900	242,000	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600
	32	188,600	243,500	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300
	33	190,200	245,000	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000
	34	192,000	246,500	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800
	35	193,800	247,900	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500
	36	195,600	249,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100
	37	197,200	250,800	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600
	38	199,000	252,600	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200
	39	200,800	254,300	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800
	40	202,600	256,100	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員及び任期付職員以外の職員	41	204,300	257,800	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900
	42	206,100	259,600	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400
	43	207,900	261,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800
	44	209,700	263,100	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100
	45	211,100	265,100	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400
	46	212,900	267,000	348,400	369,100	396,300	437,800	
	47	214,600	268,800	349,900	370,000	397,000	438,200	
	48	216,400	270,700	351,400	370,900	397,700	438,900	
	49	218,100	272,400	353,000	371,800	398,300	439,400	
	50	219,800	274,300	353,800	372,600	398,900	439,800	
	51	221,400	276,200	355,000	373,400	399,400	440,200	
	52	223,000	278,000	356,000	374,200	399,800	440,600	
	53	224,500	279,700	356,900	374,900	400,200	441,000	
	54	226,200	281,600	358,000	375,600	400,500	441,400	
	55	227,800	283,400	358,900	376,300	400,800	441,800	
	56	229,400	285,300	360,000	377,000	401,100	442,100	
	57	230,800	287,000	360,900	377,500	401,400	442,400	
	58	232,300	288,700	361,600	378,100	401,700	442,800	
	59	233,800	290,500	362,300	378,700	402,000	443,100	
	60	235,100	292,300	363,000	379,400	402,300	443,400	
	61	236,400	294,000	363,400	379,800	402,600	443,700	
	62	237,600	295,700	364,000	380,500	402,900		
	63	238,700	297,400	364,700	381,100	403,200		
	64	239,900	299,000	365,400	381,700	403,500		
	65	241,200	300,700	365,700	382,100	403,800		
	66	242,500	302,400	366,400	382,700	404,100		
	67	243,700	304,000	367,100	383,300	404,400		
	68	245,000	305,700	367,800	383,900	404,700		
	69	246,000	306,900	368,100	384,300	404,900		
	70	247,400	308,400	368,700	384,800	405,200		
	71	248,900	309,900	369,400	385,300	405,500		
	72	250,400	311,500	370,000	385,900	405,800		
73	251,800	313,100	370,300	386,200	406,000			
74	253,200	314,700	370,900	386,600	406,300			
75	254,600	316,300	371,600	387,000	406,600			
76	256,000	317,800	372,200	387,400	406,800			
77	257,200	319,300	372,600	387,700	407,000			
78	258,500	320,500	373,100	388,000	407,300			
79	259,900	321,700	373,700	388,300	407,600			
80	261,300	322,900	374,200	388,600	407,800			
81	262,600	323,600	374,700	388,800	408,000			
82	263,700	324,500	375,300	389,100	408,300			
83	265,000	325,300	375,800	389,400	408,600			
84	266,300	326,100	376,100	389,600	408,800			

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	85	267,400	327,000	376,500	389,800	409,000		
	86	268,500	327,400	377,000	390,100			
	87	269,800	328,100	377,400	390,400			
	88	271,100	328,900	377,800	390,600			
	89	272,200	329,700	378,200	390,800			
	90	273,200	330,400	378,700	391,100			
	91	274,300	331,100	379,100	391,400			
	92	275,400	331,800	379,500	391,600			
	93	276,600	332,300	379,800	391,800			
	94	277,600	332,900	380,300				
	95	278,500	333,400	380,700				
	96	279,500	334,000	381,100				
	97	280,300	334,300	381,400				
	98	281,200	334,800					
	99	281,900	335,200					
	100	282,800	335,700					
	101	283,800	336,100					
	102	284,600						
	103	285,400						
	104	286,200						
	105	287,000						
再任用職員		214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700
任期付職員		190,200	222,700	253,200	271,300	292,000	324,000	359,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

業務職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1級	2級
		給料月額	給料月額
		円	円
	1	140,100	190,200
	2	141,200	192,000
	3	142,400	193,800
	4	143,500	195,600
	5	144,600	197,200
	6	145,700	199,000
	7	146,800	200,800
	8	147,900	202,600
	9	149,000	204,300
	10	150,400	206,100
	11	151,700	207,900
	12	153,000	209,700
	13	154,300	211,100
	14	155,800	212,900
	15	157,300	214,600
	16	158,900	216,400
	17	160,200	218,100
	18	161,700	219,800
	19	163,200	221,400
	20	164,700	223,000
	21	166,100	226,400
	22	168,800	228,000
	23	171,400	229,500
	24	174,000	231,100
	25	176,700	232,600
	26	178,400	234,300
	27	180,100	235,800
	28	181,800	237,400
	29	183,300	238,900
	30	185,100	240,400
	31	186,900	242,000
	32	188,600	243,500
	33	190,200	245,000
	34	192,000	246,500
	35	193,800	247,900
	36	195,600	249,300
	37	197,200	250,800
	38	199,000	252,600
	39	200,800	254,300
	40	202,600	256,100
	41	204,300	257,800
	42	206,100	259,600
	43	207,900	261,400
	44	209,700	263,100
	45	211,100	265,100
	46	212,900	267,000
	47	214,600	268,800
	48	216,400	270,700
	49	218,100	272,400
	50	219,800	274,300
再任用職員及び任期付職員以下	51	221,400	276,200
	52	223,000	278,000
	53	224,500	279,700
	54	226,200	281,600
	55	227,800	283,400

外の職員	56	229,400	285,300	
	57	230,800	287,000	
	58	232,300	288,700	
	59	233,800	290,500	
	60	235,100	292,300	
	61	236,400	294,000	
	62	237,600	295,700	
	63	238,700	297,400	
	64	239,900	299,000	
	65	241,200	300,700	
	66	242,500	302,400	
	67	243,700	304,000	
	68	245,000	305,700	
	69	246,000	306,900	
	70	247,400	308,400	
	71	248,900	309,900	
	72	250,400	311,500	
	73	251,800	313,100	
	74	253,200	314,700	
	75	254,600	316,300	
	76	256,000	317,800	
	77	257,200	319,300	
	78	258,500	320,500	
	79	259,900	321,700	
	80	261,300	322,900	
	81	262,600	323,600	
	82	263,700	324,500	
	83	265,000	325,300	
	84	266,300	326,100	
	85	267,400	327,000	
	86	268,500	327,400	
	87	269,800	328,100	
	88	271,100	328,900	
	89	272,200	329,700	
	90	273,200	330,400	
	91	274,300	331,100	
	92	275,400	331,800	
	93	276,600	332,300	
	94	277,600	332,900	
	95	278,500	333,400	
	96	279,500	334,000	
	97	280,300	334,300	
	98	281,200	334,800	
	99	281,900	335,200	
	100	282,800	335,700	
	101	283,800	336,100	
	102	284,600		
	103	285,400		
	104	286,200		
	105	287,000		
	再任用職員		214,000	254,000
	任期付職員		190,200	222,700

備考 この表は、ボイラー士、自動車運転手、調理師及びこれらに準ずる技能的業務に従事する職員並びに用務員及びこれに準ずる技労的業務に従事する職員に適用する。

第2条 一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「に基づき、」を「の度に基づき」に、「任命権者が定める」を「別表第3に定めるところによる」に改める。

第19条の2第1項中「の休日等」の次に「(以下「週休日等」という。)」を加え、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

第19条の2中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定する場合のほか、第18条の2に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85」を「100分の80」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の35、12月に支給する場合には100分の40」を「100分の37.5」に改める。

附則第24項中「、6月に支給する場合には100分の1.125、12月に支給する場合には100分の1.275」を「100分の1.2」に、「、6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85」を「100分の80」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第3条関係）

ア 行政職給料表級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
7級	1 理事、部長、会計管理者又は室長の職務 2 議会事務局長の職務 3 委員会又は委員の事務局長の職務 4 教育次長の職務 5 参事の職務
6級	1 課長の職務 2 議会事務局の次長の職務 3 委員会又は委員の事務局の次長の職務 4 所属の困難な業務を統括する職務として規則で定める職務
5級	1 副主幹の職務 2 所属の困難な業務を担当する職務として規則で定める職務
4級	1 主査の職務 2 所属の定例的業務を統括する職務として規則で定める職務
3級	1 主査補の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務として規則で定める職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務として規則で定める職務
1級	定型的な業務を行う職務として規則で定める職務

イ 業務職給料表級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
2級	高度の技能又は経験を必要とする技能労務を行う職務として規則で定める職務
1級	定型的な技能労務を行う職務として規則で定める職務

第3条 一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第2項第2号イ中「自動車（）」を「普通自動車等（）」に改め、「規定する」の次に「自動車のうち、自動二輪車以外の」を加え、「及び自動車」を「及び普通自動車等」に改め、同号ウ中「、自動車」を「、普通自動車等」に改め、同号ウただし書中「自動車使用者（自動車）」を「普通自動車等使用者（普通自動車等）」に改める。

附則に次の1項を加える。

（通勤手当に関する経過措置）

25 当分の間、第11条第2項第2号イ及びウに掲げる職員（普通自動車等を使用する職員に限る。）に対する同項の規定の適用については、同項第2号イ中「別表第4に掲げる額」とあるのは「別表第4に掲げる額に3,000円を加算した額」と、同号ウ中「ア及びイに掲げる額を合計した額」とあるのは「ア及びイに掲げる額を合計した額に3,000円を加算した額」と、「係る額」とあるのは「係る額に3,000円を加算した額」とする。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第11条関係）

片道の使用距離 職員の区分	普通自動車等使用者	原動機付自転車等使用者
4 km 未満	2,000	2,000
4 km 以上 6 km 未満	4,170	4,170
6 km 以上 8 km 未満	5,230	5,060
8 km 以上 10 km 未満	6,290	5,950
10 km 以上 12 km 未満	7,340	6,840
12 km 以上 14 km 未満	8,570	8,060
14 km 以上 16 km 未満	9,800	9,280
16 km 以上 18 km 未満	11,020	10,490
18 km 以上 20 km 未満	12,240	11,700
20 km 以上 22 km 未満	13,460	12,910
22 km 以上 24 km 未満	14,640	14,080
24 km 以上 26 km 未満	15,820	15,260
26 km 以上 28 km 未満	17,000	16,430
28 km 以上 30 km 未満	18,170	17,600
30 km 以上 32 km 未満	19,340	18,780
32 km 以上 34 km 未満	20,430	19,790
34 km 以上 36 km 未満	21,520	20,810
36 km 以上 38 km 未満	22,610	21,820
38 km 以上 40 km 未満	23,700	22,830
40 km 以上 42 km 未満	24,790	23,840
42 km 以上 44 km 未満	25,710	23,840
44 km 以上 46 km 未満	26,640	23,840
46 km 以上 48 km 未満	27,570	23,840
48 km 以上 50 km 未満	28,500	23,840
50 km 以上 52 km 未満	29,430	23,840
52 km 以上 54 km 未満	30,160	23,840
54 km 以上 56 km 未満	30,890	23,840
56 km 以上 58 km 未満	31,630	23,840
58 km 以上 60 km 未満	32,370	23,840
60 km 以上 62 km 未満	33,100	23,840
62 km 以上 64 km 未満	34,160	23,840
64 km 以上 66 km 未満	35,220	23,840
66 km 以上 68 km 未満	36,280	23,840
68 km 以上 70 km 未満	37,340	23,840
70 km 以上 72 km 未満	38,400	23,840
72 km 以上 74 km 未満	39,460	23,840
74 km 以上 76 km 未満	40,520	23,840
76 km 以上 78 km 未満	41,580	23,840
78 km 以上 80 km 未満	42,640	23,840
80 km 以上 82 km 未満	43,700	23,840
82 km 以上 84 km 未満	44,760	23,840
84 km 以上 86 km 未満	45,820	23,840
86 km 以上 88 km 未満	46,880	23,840
88 km 以上 90 km 未満	47,940	23,840
90 km 以上 92 km 未満	49,000	23,840
92 km 以上 94 km 未満	50,060	23,840
94 km 以上 96 km 未満	51,120	23,840
96 km 以上 98 km 未満	52,180	23,840
98 km 以上 100 km 未満	53,240	23,840
100 km 以上	54,300	23,840

(佐倉市任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 佐倉市任期付職員の採用等に関する条例（平成20年佐倉市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「370,000」を「371,000」に、「418,000」を「419,000」に、「470,000」を「471,000」に、「531,000」を「532,000」に、「606,000」を「607,000」に改める。

第8条第1項中「以下」を「次項において」に改め、同条第2項中「第19条の2第1項及び」を「第19条の2第1項及び第2項並びに」に、「」及び」を「」並びに」に、「第19条の2第1項中」を「第19条の2第1項及び第2項中」に改める。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和34年佐倉市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条の表中「100分の210」を「100分の220」に、「100分の140」を「100分の150」に、「100分の87」を「100分の97」に改める。

第6条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条の表中

「

100分の195	100分の220
100分の130	100分の150
100分の81	100分の97

」を

「

100分の200	100分の215
100分の135	100分の145
100分の86	100分の92

」に改める。

(議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第7条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年佐倉市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表中「100分の210」を「100分の220」に、「100分の140」を「100分の150」に、「100分の87」を「100分の97」に改める。

第8条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表中

「

100分の195	100分の220
100分の130	100分の150
100分の81	100分の97

」を

「

100分の200	100分の215
100分の135	100分の145
100分の86	100分の92

」に改める。

(佐倉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第9条 佐倉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年佐倉市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第12条中「の休日等」の次に「(以下「週休日等」という。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する場合のほか、第4条に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条、第4条（第8条第2項の改正規定に限る。）、第6条、第8条及び第9条の規定 平成28年4月1日

(2) 第3条の規定 平成28年10月1日

2 第1条の規定による改正後の一般職職員の給与に関する条例の規定及び第4条の規定による改正後の佐倉市任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項の規定は平成27年4月1日から、第5条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定及び第7条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は平成27年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 第1条の規定による改正後の一般職職員の給与に関する条例、第4条の規

定による改正後の佐倉市任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項、第5条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例又は第7条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の一般職職員の給与に関する条例、第4条の規定による改正前の佐倉市任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項、第5条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例又は第7条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の一般職職員の給与に関する条例、佐倉市任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項、特別職の職員の給与に関する条例又は議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定による給与の内払とみなす。